

cutting through complexity

Business Combinations

Volume 3

減価償却が企業経営に及ぼす影響の考察 IFRS 適用を見据えた見直しのタイミング

有限責任 あずさ監査法人

アカウンティングアドバイザーサービス

パートナー 竹内 祥和

多くの日本企業は、伝統的に一般的な会計実務として税法を強く意識した減価償却（減価償却方法および耐用年数）を行ってきました。しかしながら、近年、減価償却方法を定率法から定額法へ変更する企業が増えています。この変更の増加は、日本における IFRS 適用の検討がきっかけとなっているとも考えられますが、それだけが要因ではなさそうです。また減価償却の変更により、業績評価、成果配分および投資予算などの社内の仕組み全般に影響が及ぶと考えられます。本稿では、このように減価償却の変更が企業経営に及ぼす影響とともに、将来の IFRS 導入を見据えた見直しのタイミングについて考察します。

なお、文中の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りいたします。



たけうち よしかず
竹内 祥和

有限責任 あずさ監査法人
アカウンティングアドバイザーサービス
パートナー

【ポイント】

- 有形固定資産の減価償却方法の定率法から定額法への変更は、リーマンショック以降の生産体制見直しによる設備投資や設備の利用方法の変化およびグローバル展開している企業によるグループ内の会計方針統一を要因とする動きであると考えられる。
- 減価償却（減価償却方法および耐用年数）を投資回収計画の前提と一致させることにより、財務会計上の数値をそのまま投資の有効性評価に使用することができ、また会計上と予算上の減価償却を一致させることにより、投資の有効性評価と予算による業績評価を整合させることが可能となる。
- 減価償却の変更は、社内の仕組み全般に影響を及ぼすため、業績評価、成果配分および投資予算などにどのような影響があるか綿密なシミュレーションを行い、社内の多くの関係者と合意を得ながら進めることが重要となる。
- IFRS の導入を前提とすると、減価償却方法を変更する時期として（日本基準については、会計方針変更の正当な理由の要件を満たしていることが前提）、「日本の会計基準内での IFRS 導入前の変更」、「IFRS 移行日での変更」および「IFRS 連結財務諸表のみ変更（単体財務諸表上は変更しない）」といった3パターンが考えられるが、それぞれの税務メリットや管理会計などへの影響を分析することが重要となる。
- IFRS 導入準備の全体時間を平準化させる観点から、それぞれの会計基準への対応を進め、製造業において特に影響が大きいと想定される減価償却については、早い時期に慎重に検討することが肝要となる。

I 減価償却に係るIFRSと日本の会計実務

IFRSにおける有形固定資産の減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予想されるパターンを反映するものでなければならない（IAS第16号第60項）とされています。耐用年数については、資産が企業によって利用可能であると予想される期間とされ（同第6項）、予想される使用量や物理的自然減耗、技術的または経済的陳腐化等の要因を考慮して決定しなければなりません（同第56項）。

いずれも少なくとも各事業年度末には再検討を行い、もし予測に重要な変更があった場合には、会計上の見積りの変更として処理することと規定されています（同第51項、第61項）。IFRSにおける有形固定資産の減価償却方法および耐用年数は、常に経済実態を反映したものであることが求められています。

一方、日本においては、一般に有形固定資産の会計処理は、法人税法を強く意識して行われてきました。減価償却方法は、定額法、定率法などの中から会計方針として企業が任意に方法を選択し、その後は毎期計画的、規則的に実施することとされています。そのため、一般的な実務として、税務上の定率法を採用し、耐用年数の前半でより多くの減価償却費を損金経理することによって、投資資金を早期に回収することが意図されています。

また、税務上の減価償却方法を採用するということは、同じ定率法であっても、税制改正に伴い変更された定率法、たとえば旧定率法、250%定率法および200%定率法といった複数の計算方法が混在することとなり、必ずしも統一的な減価償却計算が行われているわけではありません。耐用年数については、資産の経済的使用可能予測期間に見合ったものであることを原則としつつ、企業の状況に照らし、不合理と認められる事情のない限り、法人税法に定められた耐用年数を用いることが容認されています。以上より、日本の会計実務上は、一定の条件の下で、経済実態を反映させることよりも税務上の有利性を考慮し、定率法によって、法人税法上の耐用年数に基づいて減価償却を行うことが一般的となっています。

日本のこのような会計実務において、近年、減価償却方法を変更する事例が多く見られます。以下では、減価償却（減価償却方法および耐用年数）の変更が企業経営に及ぼす影響および将来のIFRS適用を見据えた見直しのタイミングについて考察します。

II 日本企業の減価償却の見直し

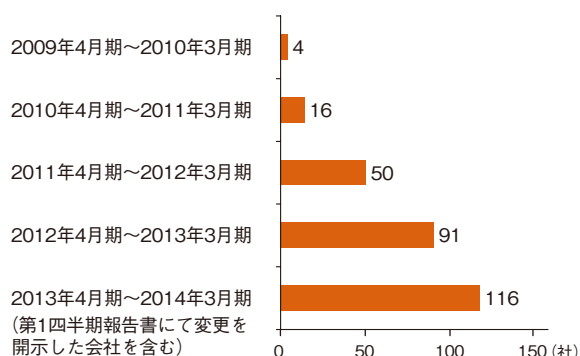
1. 有形固定資産の減価償却方法の変更

図表1に示したとおり、減価償却方法の変更事例は、2012年3月期までの1年間で50社、2013年3月期までの1年間で91社、2014年3月期までの1年間で期中の第1四半期報告書にて変更を開示した会社を含め116社と、近年際立って増加しています。変更事例の増加は、日本におけるIFRS適用の検討がきっかけの1つにあると推測されます。

しかしながら、本稿の執筆時点（2013年9月）でIFRSを既に適用している、または適用を公表している日本企業はまだ非常に限られていることから、このようなトレンドはIFRS適用だけが要因ではないと考えられます。

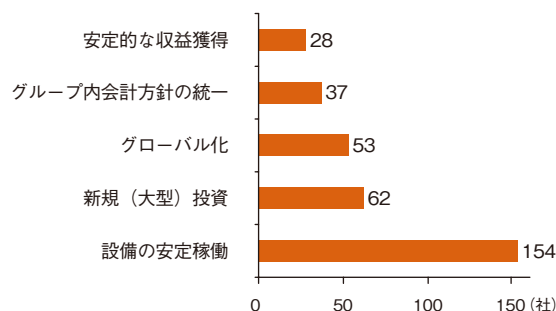
そこで減価償却方法を変更した会社が開示している変更の理由を分析することにより、会計方針の変更の背景となった各企業の事情を見ていきます（図表2参照）。

図表1 有形固定資産の減価償却方法を変更した会社数（あずさ監査法人調べ）



- ・対象は有価証券報告書提出会社
- ・有価証券報告書提出子会社についても親会社とは別に集計

図表2 2012年4月期～2014年3月期(第1四半期を含む)で変更を開示した会社の主な変更理由（あずさ監査法人調べ）



- ・対象は図表1の91社および116社を合わせた207社
- ・複数の理由は別に集計しているため、合計は合わない

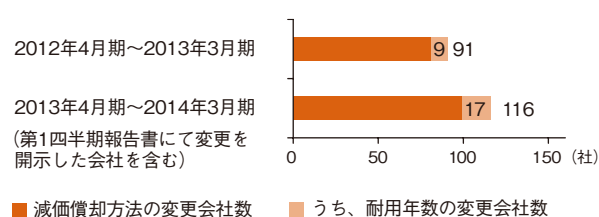
最近の2012年4月期～2014年3月期（期中の第1四半期報告書にて変更を開示した会社を含む）に減価償却方法の変更を開示している207社中7割以上の154社は、その理由に「設備の安定稼働」を挙げています。207社すべてが定率法から定額法への変更であり、これは製造業を中心とする企業がリーマンショック以降の生産の大幅な落ち込みへの対応として生産体制を見直すなかで、設備投資や設備の利用方法が変わってきていることを示唆するものと言えます。

また、「グローバル化」を理由として挙げている企業は53社、「グループ内会計方針の統一」を理由として挙げている企業も37社に上っていることから、事業のグローバル化が減価償却方法の見直しの1つの要因となっていると考えます。グローバル展開している企業にとって、最適生産地の選択は、物流、調達、労働力および品質などの様々な要素により決定されていると推測されますが、その選択における1つの要素として、各生産拠点の製造コストが考えられます。そこでは少なくとも日本国内の拠点のみ、投資した資産の消費パターンが海外拠点と異なるようなことは想定されず、また生産拠点が海外展開していることを考えると、グループ内の会計方針を統一して製造コストの拠点間比較を可能とするために、海外で一般的に採用されていると言われる定額法へ統一することが考えられます。

2. 有形固定資産の耐用年数の変更

減価償却方法を変更した会社のうち、併せて耐用年数を変更した会社は、2013年3月期までの1年間で91社中9社、2014年3月期までの1年間で期中の第1四半期報告書にて変更を開示した会社を含め116社中17社でした（図表3参照）。

図表3 減価償却方法とともに耐用年数を変更した会社数（あずさ監査法人調べ）



- ・対象は有価証券報告書提出会社
- ・有価証券報告書提出子会社についても親会社とは別に集計

耐用年数の変更が減価償却方法の変更に比べて少ないのはなぜでしょうか。耐用年数の変更の契機として減価償却方法の変更を挙げている会社が多いことから、減価償却方法の変更と併せて耐用年数も見直されていると思われます。しかしながら、耐用年数は会計上の見積りであることを踏まえると会計基準上受け入れられる耐用年数には幅があるものと考えられ、多くの会社は見直しの結果がその幅に入っていると判断し、結果として耐用年数を変更していないと推測されます。

耐用年数を変更している会社においても、一部の資産のみ変更している事例が見られることから、見直しの結果、会計基準上受け入れられる幅に入らなかった資産があれば変更しているものと考えられます。

会計上の見積りとして、たとえば過去の使用実績期間や資産を管理する現場担当者が見積る耐用年数とマネジメントが経営環境や投資回収期間などを考慮して見積る耐用年数といった様々な視点からの見積りが考えられます。それらの意見を集約し、社内合意を得て耐用年数を変更することは、必ずしも容易なことではないと考えます。

3. 減価償却の変更が企業経営に及ぼす影響

以上のような減価償却方法の定率法から定額法への変更や、耐用年数の使用可能予測期間への変更が、企業経営に及ぼし得る影響について考察します。

(1) 投資評価に及ぼす影響

投資の意思決定をする際に、たとえばその資産から10年間にわたって一定額の便益を得ることを想定しているような場合であっても、多くの日本企業は投資回収計画にかかわらず、財務会計上は法人税法上の耐用年数による定率法によって減価償却を行っていると思われます。

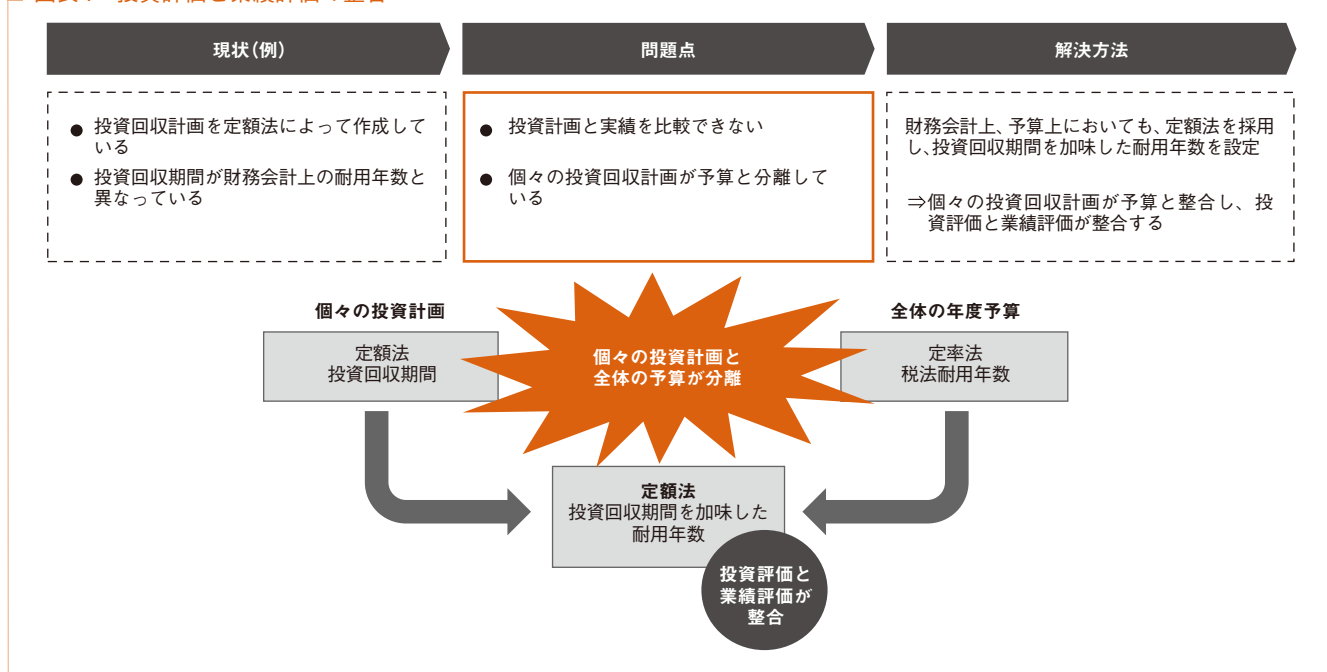
また、財務会計上の業績と比較するために作成する予算上の減価償却費は、財務会計上の減価償却費と同様の方法で計算されていると考えられます。そのため、投資回収計画上は耐用年数10年による定額法で減価償却費が計算されていた場合には、投資回収計画と財務会計上の実績を単純に比較することはできません。その結果、財務会計上の数値をそのまま設備投資の有効性評価の経営管理に用いることは難しいと言えます。

また、投資回収計画と予算が整合していないため、個々の投資評価と全体の業績評価が整合しないことになります。したがって、財務会計上および予算上も投資の意思決定に対応した減価償却、つまり前述の例で言えば耐用年数10年による定額法を採用することによって、財務会計上の数値をそのまま投資の有効性評価に使用することができ、また投資の有効性評価と予算による業績評価が整合することになります（図表4参照）。

(2) 社内の仕組みに及ぼす影響

減価償却方法の変更は、一般的に採用されてきた定率法を前提に設計されている社内の仕組み全般に影響を及ぼすと考えられます（図表5参照）。定率法では、耐用年数の前半は減価償却費が多額となり、一方耐用年数の後半の減価償却費は少額となります。そのため、定率法を前提とすれば、設備投資直後の耐用年数の前半は業績へマイナスの影響が生じ、一方耐用年数の後半は業績にプラスの影響が生じます。ところ

図表4 投資評価と業績評価の整合



が、定率法から定額法への変更により耐用年数の前半と後半で減価償却費は同額となるため、当然と考えられていた設備投資直後の業績へのマイナス要素はなくなります。そのため、より一層耐用年数の前半から業績を意識せざるを得なくなると考えられます。より早期での業績への強い意識から、耐用年数の後半での業績を見込むなどの事業戦略へ影響を及ぼす場合も想定されます。

また、減価償却の変更により期間損益が変動するため、業績評価および成果配分に影響を及ぼすと考えられます。たとえば定率法から定額法への変更により、当初は従来の方法と比較して減価償却費は減少し、利益は増加します。会計方針である減価償却方法の変更により増加した利益について、各社の業績評価にどう反映させるべきでしょうか。適正な業績評価のためには、定額法への変更を予算および中期経営計画へ反映させておくことが重要です。そのため、減価償却の見直しに伴い予算および中期経営計画も見直す必要があります。また、減価償却費の減少による利益はキャッシュインが生じない利益であるため、成果配分にどう反映させるか、

たとえば業績連動による役員報酬や従業員賞与および株主配当としてどこまでキャッシュアウトさせるか決定することが必要になります。

さらに、仮に毎期の減価償却費の枠内で投資予算を設定している場合には、投資計画に影響を及ぼすと考えられます。減価償却方法の定率法から定額法への変更により、当初は減価償却費が減少するため、従来の方針に従えば投資予算は減少することになります。そのため、投資計画の立案方針を見直す必要が生じるかもしれません。なお、投資予算の見直しにあたっては、定額法への変更により当初の減価償却費が減少するため、減価償却費を負担する余力ができたと考えて、投資予算を増加させることも考えられるかもしれません。

このように減価償却の変更は社内の仕組み全般に影響を及ぼすため、どのような影響があるか綿密なシミュレーションを行い、社内の多くの関係者と合意を得ながら進めることが重要です。

(3) 変更期の損益に及ぼす影響

減価償却方法を定率法から定額法に変更することにより、変更した決算期から一時的に減価償却費は減少し、利益は増加します。減価償却費の減少が一時的なものであるのは、減価償却方法を変更した後、耐用年数が同一の資産を每期一定額で投資した場合を考えるとわかりやすいでしょう（図表6参照）。確かに耐用年数の前半では、定率法よりも定額法の方が減価償却費は少なくなりますが、耐用年数の後半では、定率法よりも定額法の方が減価償却費は多くなります。そのため、図表6に示したとおり、耐用年数8年の資産を每期一定額で投資すれば、投資資産の耐用年数8年を経過すると毎期の減価償却費は同額となり、減価償却方法の変更による損益への影響

図表5 社内の仕組みに及ぼす影響

減価償却計算の変更は、定率法で設計されている社内の仕組み全般に影響を与える



は消滅します。

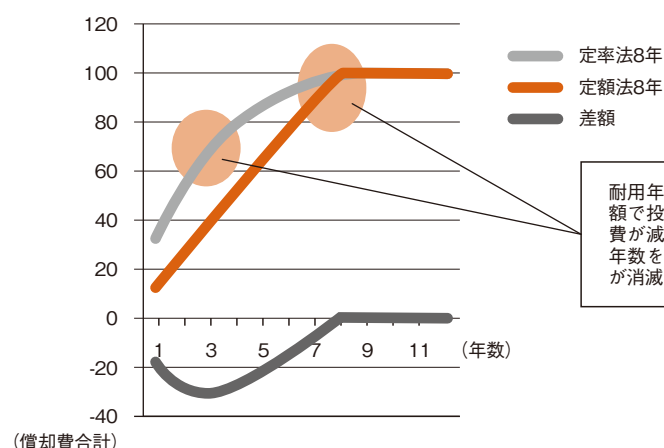
減価償却方法の定率法から定額法への変更により、一時的に利益が増加し、税務上の課税所得が増加するため、タックスプランニングを見直して納税資金を手当てする必要性が生じる可能性も考えられます。また、将来の課税所得の見積りに影響を与えるため、繰延税金資産の回収可能性の判断にも影響があるかもしれません。そのため、減価償却方法の変更による影響のシミュレーションにおいては、減価償却費への影響額だけでなく、将来の課税所得の見積りの変動による繰延税金資産の回収可能性のシミュレーションも必要になります。

Ⅲ 将来のIFRS適用を見据えた見直しのタイミング

近年、減価償却方法の変更が行われているのは、日本におけるIFRSの適用の検討が1つのきっかけとなっているとも考えられますが、減価償却方法の見直しをする時期はどのように考えるべきでしょうか。日本の会計基準上で減価償却方法を変更するには、会計方針変更の正当な理由が必要になります。正当な理由として、(1) 会計方針の変更が企業の事業内容または企業内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること、(2) 会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われるものであること、(3) 変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして妥当であること、(4) 会計方針の変更が利益操作等を目的としていないこと、および(5) 会計方針を当該事業年度に変更することが妥当であること、の5つの要件が求められます。そのため、以上の5つの要件を満たせば減価償却方法を

図表6 変更期の損益に及ぼす影響

減価償却方法を変更した場合、一時的に減価償却費が減少し、利益が増加する



(変更期の検討ポイント)

- ・業績評価
- ・成果配分
- ・投資枠の考え方
- ・タックスプランニング

図表7 定額法への変更時期の検討による影響

	日本基準内でのIFRS導入前の変更	IFRSにおいて変更	
		IFRS移行日での変更 (連単一致)	IFRS連結のみ変更 (単体上は変更しない、連単分離)
税務メリット	△ 早期に放棄	○ 直前まで享受	◎ 享受を継続
グループ会社間の会計方針の統一	◎ 早期に統一	○ 将来的に統一	○ 将来的にIFRSベースでは統一
IFRS導入負荷の平準化	◎ 事前に対応	△ IFRSプロジェクトで対応	△ IFRSプロジェクトで対応
(参考) IFRS適用時の遡及修正との関係	遡及修正をしないためには、過去の定率法の説明がポイント 一方で、早期に変更することにより、金額的影響の観点から遡及修正をしない可能性も	遡及修正をしないためには、過去の定率法の説明がポイント	移行日以前の定率法の説明により遡及修正しないこともできるが、一般的には、IFRS上の簿価は遡及修正すると考えられる

見直すことが考えられますが、併せて将来のIFRS導入を見据えながら、変更時期による税務メリットや管理会計などへの影響を分析することが重要となります。変更時期の違いによる各種の影響をまとめたものが図表7となります。なお、以下では日本基準での減価償却方法の変更にあたっては、正当な理由による会計方針の変更が行われることを前提とします。また、IFRS上は定額法がより適切な方法と判断されていることを前提とします。

IFRSの導入を前提とすると、減価償却方法を変更する時期として（日本基準については、会計方針変更の正当な理由の要件を満たしていることが前提）、「日本の会計基準内でのIFRS導入前の変更」、「IFRS移行日での変更」および「IFRS連結財務諸表のみ変更（単体財務諸表上は変更しない）」といった3パターンが考えられます。IFRS導入前の早い時期に日本の会計基準で定率法から定額法へ変更することになれば、早期に減価償却費を計上することで税務上のキャッシュアウトを遅らせる税務メリットは得られなくなりますが、グループ会社間の会計方針の統一の観点からは、早い時点で会計方針が統一されることになります。また、IFRSの下では定額法がより適切な方法と判断されているのであれば、本格的にIFRS導入準備を始める前に会計論点の1つに対応することになるため、IFRS導入作業の負荷が結果として平準化されることになります。

一方IFRS導入準備の一環として変更する場合として、IFRS移行日に会計方針変更の正当な理由の要件を満たして日本の会計基準上で変更すること、あるいはIFRS上は定額法がより適切な方法と判断し、IFRSに基づく連結決算上のみ定額法へ変更し、日本基準に基づく単体決算上は変更しないことが考えられます。後者について、減価償却方法は日本の会計基準上は会計方針であり、一方IFRS上は見積りであるため、会計基準に差異があると解釈すれば、日本の会計基準に基づいた単体決算では継続して定率法、一方IFRSに基づいた連結決算では定額法を採用することは理論的には可能であると考えます。

たとえばHOYA株式会社および日本たばこ産業株式会社は、IFRS適用において日本基準の単体決算上は引き続き定率法を採用し、IFRSの連結決算上は定額法を採用しています。

税務メリットの観点からは、IFRS移行日に会計方針変更の正当な理由の要件を満たし、日本の会計基準上で定額法へ変更することになれば、それより早い時期に日本の会計基準で変更する場合よりも、多くの決算期で税務メリットを享受することが可能になります。さらに、IFRS上は定額法がより適切な方法と判断しIFRSに基づく連結決算のみ定額法へ変更する場合には、日本の会計基準に基づく単体決算上は引き続き定率法が採用されるため、継続して税務メリットを享受することが可能になります。また、グループ会社間の会計方針の統一の観点からは、より早い時期に日本の会計基準で定額法へ変更することになれば、より早く会計方針が統一されることになります。

IV おわりに

減価償却方法および耐用年数の見直しは、多面的に考えて取り組むべき課題であると考えられます。これまでの日本企業は、税務メリットを優先して定率法を選択していたかもしれませんが、しかしながら、リーマンショック以降の不安定な経済情勢などから生産体制をグローバルで見直すなかで、会計方針を実態に近付けるために、またグループ内企業の会計方針を統一するために減価償却を見直す動きが出てきています。また、実際に減価償却を変更する場合には、現状の税務ポジションや管理会計上のメリットなども十分に考慮しながら、社内の多くの関係者と合意を得ながら見直しを進めていくことが重要です。

IFRS導入準備の全体時間を平準化させる観点からは、それぞれの会計基準への対応および会計方針の統一を先行して進めることをお勧めします。その一環として、製造業において特に影響が大きいと想定される減価償却については、早い時期に慎重に検討することが肝要です。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
 アカウンティングアドバイザーサービス事業部
 パートナー 竹内 祥和
 TEL：03-3548-5120（代表番号）
 yoshikazu.takeuchi@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.